

「第48回衆議院議員総選挙啓発事業業務委託」 企画提案仕様書

1 業務名

「第48回衆議院議員総選挙啓発事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から選挙当日（平成29年10月22日）まで

3 実施目的

第48回衆議院議員総選挙（以下「本選挙」という。）において、投票期日の周知、有権者の投票参加促進による投票率アップ、違反のない明るい選挙の実現及び円滑な選挙執行に向けた啓発事業を実施するため、各種の広報媒体を効果的に活用するとともに、それぞれの取組みの間で相乗的な効果を上げることができるよう、啓発事業の業務委託を実施する。

4 委託業務の内容について

本選挙に関する別表に掲げる事業で、有権者・マスコミの注目を引き、また、それぞれの事業が一貫したコンセプトで実施されることにより、相乗的な効果を上げることができるような方法等を企画し、提案すること。

なお、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられていること、政治的無関心による若年層の投票率低下の傾向が懸念されることなどを踏まえ、若年層への訴求力の高い広報媒体を活用したアプローチに配慮すること。

5 経費限度額

企画提案（見積もり）額は、10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

※本事業における契約額は、経費実績額により確定されることとなる。

6 提出期限及び提出書類等並びに記入要領

(1) 提出期限

平成29年9月27日（水）15時00分必着

(2) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

(3) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県選挙管理委員会（担当：親富祖）

メール：okisen@pref.okinawa.lg.jp

F A X：098-869-0289

(4) 提出書類〔一式で8部（正本1部及び副本7部）〕

① 企画提案応募申請書……………【様式1-1】

企画提案応募申請書（共同企業体用）…【様式1-2】

② 会社概要表……………【様式2】

- ③ 執行体制図……………【様式3】
- ④ 事業実績書……………【様式4】
- ⑤ 事業実施スケジュール……………（任意様式）
- ⑥ 経費見積書……………（任意様式）
- ⑦ 企画提案書……………（任意様式）

7 企画提案書の仕様

- (1) 企画提案書は、6(4)①～⑦の順に並べ、A4版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。なお、記載にあたっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。
- (2) 各書類には、表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこと。
- (3) 書類作成に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 企画提案等に関する留意点

- (1) 企画の内容は、公正で中立な内容であり、かつ特定の政党、政治家への偏り、誤解を招くようなものであってはならない。
- (2) 企画に当たっては、「4 委託業務の内容について」の全ての業務（必須事項）を企画し、その方法については、細かな仕様を明示しないため、企画提出者の考える最も効果的な実施方法を企画し、提案すること。
- (3) 各実施事項の実施期間や印刷物等の納期限については、別表のとおり。
- (4) 実施スケジュールの検討にあたっては、制作、校正、梱包、配送等に要する期間を十分に確保し、履行遅滞が生じることのないようにすること。
- (5) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費、本事業の企画提案に要する費用は、当該提案者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 企画提案書提出の際には、ビデオ、音声テープ等の提出は不要だが、プレゼンテーションを行う際には、それらを利用して行ってもよい。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (9) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。
- (10) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県選挙管理委員会と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (11) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (12) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。ただし、軽微なものについては、失格又は無効にかえて、審査において減点する等の措置を講ずるものとする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - エ 募集要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

9 業務進捗状況等の確認及び打ち合わせ

業務の進捗状況等の確認及び業務内容に関する打ち合わせを必要に応じて随時実施する。なお、各種報告及び打ち合わせには、本業務を管理する立場の者と担当者が参加するものとする。

10 実績報告書

業務委託終了後、受託業者は請求書とあわせて実績報告書（経費実績額を含む。）を提出すること。

11 スケジュール

(1) 企画審査（プレゼンテーション） 9月28日（木）

※ 結果はメールにて通知。

※ 審査の結果については、沖縄県が決定した委託予定業者名の通知のみとし、審査会における審査の経過状況、点数、順位等は公表しない。

(2) 制作物等納品期限 選挙期日の公示日の前日までに

(3) 啓発実施期間 選挙期日の公示日から投票日までの12日間

12 一括再委託の禁止等

(1) 本事業に係る業務全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務や、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等本業務委託の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、企画判断を伴わない放送、雑誌への掲載、掲示、印刷、複写、制作、製本、製造、搬送、インターネット広告等「その他、軽易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

(3) 本契約の企画提案書審査会参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

13 その他

(1) 本契約の履行に当たり、業務に関する沖縄県選挙管理委員会所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧を可能とする。

(2) 本仕様書の記載内容は企画提案のために作成したものであり、実際の委託業務の実施に当たっては、協議の上、内容を変更することもある。

(3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(4) 採用された企画の著作権については、沖縄県選挙管理委員会に帰属するものとし、当委員会の今後作成する他の啓発資料に自由に使用できるものとする。また、その使用の際のイメージデータ・音声・映像等の無償提供等を当委員会が求めた場合は、応じること。

(5) 第三者に対して、啓発に係る企画内容等を事前に公表しないこと。

(6) その他業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、沖縄県選挙管理委員会及び受託者で協議の上、決定する。

別表

必須事項	詳細内容
1 インターネットを利用した広告	(1) 広告媒体 ・ Youtube、facebook等のインターネットによる広告媒体 (2) 実施期間 ・ 公示日～投票日
2 啓発標語の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の選挙で使用した標語（別添資料）と異なるものを作成すること。 ・ 立候補予定者名及び政党等名と類似した文言、またはこれらを連想させる文言を使用することのないよう留意すること。 ・ 立候補予定者及び政党等が使用するキャッチフレーズ等と類似した文言、またはこれらを連想させる文言を使用することのないよう留意すること。 ・ 企画提案書提出の際に具体的な標語（案）を提出すること。
3 イベント開催及び啓発物資配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から選挙当日までの間に1回以上実施すること。 ・ 実施場所は、人の賑わう啓発効果の高い場所を任意選択して行う。 ・ イベントの内容は、選挙が公共性の高い性質を有している点を考慮しつつ、啓発効果が高いと思われるものを企画する。 ・ 若年層への投票意欲を高めるため、可能であれば若者団体や各種若者向けイベントと連携したものを企画すること。 <p>※街頭啓発のみの実施を推奨するものではない。</p> <p>※上記イベントにおいては、4の啓発物資を本事業で発行するリーフレットと一緒にビニール袋（代替可）に入れて配布することを基本とし、他に有効な配布方法があれば配布方法を変更できるものとする。</p> <p>※イベントで配布するリーフレットについては、本表で指定する印刷枚数に上乘せして印刷すること（種類は任意とする。）。</p> <p>※那覇市周辺でのイベントにおいては、県明るい選挙推進協力員、県明るい選挙推進協議会委員、県選挙管理委員会委員及び県職員等から10名程度の人員の確保を予定。</p>

<p>4 啓発物資作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物資の種類、デザインを考案し、9,000個を作成すること。 ※選挙啓発物資には、 <ul style="list-style-type: none"> ①選挙名称（第48回衆議院議員総選挙） ②選挙期日（年号、西暦いずれの使用でも可） （例）平成〇年〇月〇日執行××選挙を明示すること。 ・納期及び納入先…公示日前日までに、市町村選挙管理委員会及び県選挙管理委員会に直接納入すること（納入数量は、3の啓発イベントでの配布を勘案して決定するものとする。）。
<p>5 アナウンステープの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会にてアナウンス文の原稿を作成するので、テープ（CD）を作成すること 本数…98本 種類…6種類 <ul style="list-style-type: none"> ①投票時間入り ②投票時間なし ③投票日を繰り上げた市町村用 上記①～③までをそれぞれ投票日前日まで用と投票日用の2種類作成すること。 ※企画提案書の提出は不要。プレゼンテーションの対象外とする。
<p>6 若者向け啓発イベントの開催等</p>	<p>特に、若者の投票率向上を図るため、若年層へ効果が高いと思われる啓発イベント等を企画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り参加型とすることが望ましい。 ・若年層への投票意欲を高めるため、可能であれば青年団や学生団体等の若者団体や各種イベントと連携したものを企画すること。 ・当該事業の実施については、県明るい選挙推進協力員にも参加を呼びかける。 ・当該項目については、3のイベントと組み合わせて実施することも可とする。
<p>7 テレビ・ラジオ・オーロラビジョン等での広告</p>	<p>(1)放送媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) テレビ：RBC、OTV、QAB、石垣ケーブルテレビ、宮古テレビ イ) ラジオ：RBC、ラジオ沖縄、FM沖縄 <p>※各コミュニティ放送局の活用も可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ) オーロラビジョン：県内各所 <p>(2)放送期間 公示日～投票日</p> <p>(3)放送時間(秒数)は、任意とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送回数、時間帯は、最も効果的な回数及び時間帯を検討し、放送計画を提出すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・投票日前日まで用と、投票日用の2種類を作成すること。 ・制作料込み
<p>8 リーフレットのデザイン及び印刷</p>	<p>(1)種類… 2種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①選挙期日等の周知啓発用 ②18歳選挙権周知用 <p>(2)枚数… ① 3,000枚 ②23,000枚</p> <p>(3)規格… A4判とするが、色は指定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、フィルム、イラスト、文章、レイアウト等版下を作成。 <p>(4)内容</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルは「第48回衆議院議員総選挙」とし、選挙期日（平成29年〇月〇日執行）及び期日前投票期間を記載すること。 ・啓発標語を一つ入れること。 ・イラスト、写真等を使い有権者にわかりやすいものにする。 ・投票上の注意（投票できる人、投票時間など）を記載すること。 ・住民が政治に参加する最大の機会が選挙であること、政治が生活と密着していることを強調すること。 <p>【①のリーフレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動に関する各種規制 ・各種投票制度 <p>【②のリーフレット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件の説明 （投票できる年齢、1999年〇月〇日から投票できること） ・投票方法の説明 <p>(3)納期及び納入先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書提出の際にチラシデザインを提出すること。 ・梱包料込みとする。 ・公示日の1週間前までに、県に直接納品すること。（100枚ごとに合紙を入れること）

<p>9 ポスターのデザイン及び印刷</p>	<p>(1)種類… 1種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書提出の際にポスターデザインを提出すること。 <p>(2)枚数… 4,000枚</p> <p>(3)規格…最大A2判までとし、サイズ、色などは指定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、フィルム、イラスト、文章、レイアウト等版下を作成。 <p>(4)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイトルは「第48回衆議院議員総選挙」とし、選挙期日（平成29年〇月〇日執行予定）及び期日前投票期間を記載すること。 ・啓発標語を一つ入れること。 ・イラスト、写真等を使い有権者にわかりやすいものにすること。 ・投票上の注意（投票できる人、投票時間など）を記載すること。 ・住民が政治に参加する最大の機会が選挙であること、政治が生活と密着していることを強調すること。 ・年齢要件の説明 （投票できる年齢、1999年〇月〇日から投票できること） <p>(5)納期及び納入先…公示日の1週間前までに、市町村選挙管理委員会、民間機関（約22カ所）及び県選挙管理委員会に直接納品（折り目をつけないこと。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会への納入分のうち指定する枚数（700枚程度）をチュパック（紙筒、300本程度）に郵送できるよう梱包し納入すること。 ・送料・梱包料込みとする。
<p>10 情報誌等への掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他効果があると思われる情報誌等への啓発記事を掲載すること。
<p>11 新聞への掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞へ啓発記事等を掲載すること。 ・公示日から投票日前日までの期間内に最低各社2回、投票日に最低各社1回広告を行うこと。 <p>(例) 公示日、第1日曜日、投票日前日、投票日</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者が注目しやすいスポット広告を活用すること。 【必須】 沖縄タイムス、琉球新報 【任意】 宮古毎日新聞、宮古新報 八重山毎日新聞、八重山日報 等 <p>※ただし、宮古地区及び八重山地区から少なくともそれぞれ1社ずつ広告を行うこと。</p>
12 バス・モノレール等公共交通手段での広告	<p>(1)交通機関（バス・モノレール<u>両方必須</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス（北部・中部・南部の各地区の主要路線等必須） ・モノレール（車両又は駅舎内） ・視覚的、聴覚的等なアプローチの方法・媒体での実施が望ましい。 <p>(2)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙期日及び期日前投票期間について記載すること。 <p>(3)広告期間・・・公示日から投票日まで</p> <p>※公示日までに全ての広告の掲出を済ませること。</p>

任意事項	詳細内容
その他、投票率のアップに資する事業（例示）	<ul style="list-style-type: none"> ・公示日前に実施する広告 ※この場合、選挙期日は「〇月〇日執行予定」と記載すること。 ・若者団体と連携した取り組み ・啓発イベントの開催方法の工夫等 ・各種メディアのパブリシティの活用 ・その他、効果的な啓発を企画すること。 ・県内各所映画館での幕間放送 ・飲食店における広告 ・新聞社と連携した企画 ・離島航路の船舶へのポスター掲出 ・芸能人、若者音楽バンド等の起用

※上記啓発事業においては、明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」又は沖縄県選挙キャラクター「キジムン（ミニムン）」を使用することも可能である。

なお、使用媒体・方法等については、各業者において任意に企画すること。

※県が行う啓発事業と重複する実施項目（ポスター掲示など）については、企画提案に含めないこと。

（参考）県選管が行う予定の啓発事業（本委託契約で行うものを除く。）

- ア) 県内各市町村庁舎及び平和通り入り口（予定）、各圏域の県合同庁舎等に懸垂幕、横断幕を掲示
- イ) 県広報交流課のテレビ（うまんちゅひろば）、ラジオ（ラジオ県民室）、広報誌（美ら島沖縄）、新聞（県民サロン）等による啓発
- ウ) 投票日当日の新聞記事になるよう委員長談話を報道機関に配布
- エ) 県内スーパーやコンビニエンスストアなどへのポスター掲示等協力依頼
- オ) 市町村の有線放送を活用した選挙期日等の広報を市町村に依頼

過去において使用した標語

H 1 2	県議会議員選挙	県政に生かそう あなたのその一票
H 1 2	衆議院議員総選挙	投票はあなたと政治をつなぐ架け橋です
H 1 3	参議院通常選挙	大切にしよう 未来をひらく あなたの一票
H 1 4	沖縄県知事選挙	ひとりの大人として、僕らは行く。
H 1 5	県議補欠選挙 (宜野湾市区)	あすへの一步は、みんなの一票から
H 1 5	衆議院議員総選挙	あなたの一票には数えきれない役割がある (国：日本の未来は、自分の未来だ。)
H 1 5	県議補欠選挙(那覇市区)	〃
H 1 6	県議会議員選挙	あなたの未来、自分で決めなくていいですか
H 1 6	参議院議員通常選挙	その一票から、何かが始まる。 (国：あなたの一票には力がある。)
H 1 7	衆議院議員総選挙	投票からすべてが始まる (国：日本の行き先を決めるのは、あなたです。)
H 1 8	沖縄県知事選挙	ONEの力 わんの一票が沖縄の明日をつくる。
H 1 9	参議院議員補欠選挙	あなたの「声」で明日をつくる。
H 1 9	参議院議員通常選挙	いちゃりば投票！！
H 2 0	県議会議員選挙	りっか 投票！6.8 県議選 ～しまのために、この一票を～
H 2 1	衆議院議員総選挙	ちやーすがウチナー！！
H 2 2	参議院議員通常選挙	今こそ、あなたの出番です。 ～でーじな時代に、大事な一票～
H 2 2	沖縄県知事選挙	ひとり、ひとりがウチナーのエース!! ～明日の沖縄。投じる一票。～
H 2 4	県議会議員選挙	わった一島の未来に一票！ ～復帰40周年 みんなでつくる沖縄の明日～
H 2 4	衆議院議員総選挙	届け！！ウチナーの声！！ (国：投票に行きます！)
H 2 5	参議院議員通常選挙	動くのは、今っ！！ 明日のウチナーつくろうよ！ (国：いいね！投票いこう。)
H 2 6	沖縄県知事選挙	島の未来をいいいろに。
H 2 6	衆議院議員総選挙	行こう！投票、進もう！未来。 (国：選挙の主役は、私たち。)
H 2 8	県議会議員選挙	みんなでつなごう、沖縄の未来！
H 2 8	参議院議員通常選挙	その一票から始まるみんなのHAPPY! ～響け！届け！ウチナーの声！～ (国：日本の将来を決めに行こう。)